	牡鹿郡　女川町 本吉郡　南三陸町			1 1
［略］	［略］	［略］	［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○国土交通省告示第千百七号

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十一月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部を改正する告示

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第千六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録の申請） **第三条**　（略） 2～4　（略） 一　（略） 二　法人である場合においては、次に掲げる書類（全ての構成員が法人格を有している団体又は行政機関から構成される協議会等（以下「協議会等」という。）が資格付与事業又は事務を行おうとする場合にあっては、これらに代わるべき書面） イ～ニ　（略） 三～五　（略） 5　（略） （登録事項の変更の届出） **第七条**　登録資格付与事業等実施者は、第五条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。 （財務諸表等の備え付け及び閲覧） **第九条**　登録資格付与事業等実施者は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。協議会等である登録資格付与事業等実施者が、これらに代わる書面を作成した場合も、同様とする。 2・3　（略） 別表 （一）　点検・診断等業務	（登録の申請） **第三条**　（略） 2～4　（略） 一　（略） 二　法人である場合においては、次に掲げる書類 イ～ニ　（略） 三～五　（略） 5　（略） （登録事項の変更の届出） **第七条**　登録資格付与事業等実施者は、第五条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。 （財務諸表等の備え付け及び閲覧） **第九条**　登録資格付与事業等実施者は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 2・3　（略） 別表 （一）　点検・診断等業務

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
（略）				

	牡鹿郡　女川町 本吉郡　南三陸町			1 1
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
（略）				